



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	帝政ロシア労働政策(1855-1870)の新研究:Reginald E.ZELNIK, Labor and Society in Tsarist Russia-The Factory Workers of St.Petersburg, 1855-1870
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 22(2), 141-173
Issue Date	1972-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31243
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(2)_P141-173.pdf



<紹介>

帝政シロア労働政策(1855—1870)の新研究

— Reginald E. ZELNIK, Labor and Society
in Tsarist Russia— The Factory Workers
of St. Petersburg, 1855—1870 —

荒 又 重 雄

ま え が き

本稿で紹介しようとする研究は、R. E. ゼールニクによりモスクワおよびレニングラードにおいて直接に国立アルヒーフを利用しながらなされ、1971年に Stanford university press から公刊された450頁に及ぶ大著である。書肆の報ずるところによると、ゼールニクは現在、カリフォルニア大学の歴史学准教授である。

筆者は昨年、これまでの研究をとりまとめて、『ロシア労働政策史』（恒星社厚生閣）を公けにしたが、その少しのちにこのゼールニクの研究を手になることになった。そして一読してこの研究が非常に重要なものであることを感じた。この研究には、近年のロシア語文献においては未だ研究が欠けている時代の、第一次資料の分析による豊富な成果が盛られている。とくに、拙著において、気がかりであったがやむなくわずか触れるにとどまっていたシュタッケリベルク委員会の顛末についてのやや詳細な叙述や1870年のネフスキー紡績におけるストライキの顛末の詳細な叙述やがあるのである。拙著は、当然このあたらしい研究によって補足訂正さるべきである。また、この研究は、近年目ざましい成果をあげつつある英米のロシア研究の中でも、かつてのフォン・ラウエの研究に続くものとして、かなり重要な位置を占めるものと筆者には思われる。これらの理由により、本稿はあえてここでゼール

ニクの新研究の紹介をなそうとするのである。

とはいえ、この紹介はゼールニクの歴大な研究の各部分を平均的に行なうものではない。筆者の目的は、第1に、先の拙著がこの研究の後に出了たならば当然ここから学んで叙述に繰り入れたであろう、また叙述を訂正したであろう、重要な諸事実およびその連関についてとりまとめることであり、第2に、諸事実に対するゼールニクの独自の評価を紹介し、これに対する筆者の批評を若干付加することである。

〔註〕ゼールニクの研究の全体の構成は、次の如くである。

Introduction

- 1, Urban Institutions and Factory Labor before 1855.
 - 2, St. Petersburg before the Reign of Alexander II.
 - 3, The Emergence of the Labor Question.
 - 4, The Government Commissions of 1857—1864.
 - 5, Labor Unrest and the Sunday School Movement.
 - 6, The Laboring Population in the 1860's.
 - 7, The Problem of Disease and Depravity.
 - 8, The Labor Question, 1867—1870.
 - 9, The Nevskii Strike of 1870.
- Epilogue.

I ゼールニクの問題設定と主要結論

ゼールニクは自分の研究を、英語文献におけるロシア研究の空白、90年代の経済的離陸に先行する時期をしらべることでありとしている。課題を1855年—1870年のペテルブルグにしばったことについては、この時期がクリミヤ戦争以後で、かつ、ナロードニキ主義と労働者との結合がはじまる以前であること、および、この時期の労働問題はとりわけペテルブルグにあらわれたこと、を理由としている。この研究は、ゼールニクによって、より大きな課題、すなわち、ロシア革命運動における工場労働者の役割、専制下における工業化の社会的・政治的反響を全面的に理解するための一助となるもの、と

されている。より立ち入った立場についていえば、ゼールニクは、ロシア工業労働者のプロレタリア化ではなく、むしろ彼らの農村と結合した半プロ的性格が、彼らの1905年および1917年における革命化の原因である、とするLeopold Haimsonの見解を支持している（以上、序論1—7頁）。

歴大な研究をとおして出されてくるゼールニクの主要結論は次のごとくである。1870年までに、ロシアにおいても、西ヨーロッパの19世紀第2・4半期にあらわれた労働問題の主要エレメントが発見された。ロシアの前には、西ヨーロッパ・ブルジョアジーの多くの経験があった。ロシアの自由主義者と啓蒙的専制の官僚は、そうした事情に通じており、先見の明ある考えも有した。この時期、ロシアの工業労働者たちに対する急進的インテリゲンツィアの影響力は未だなかった。教養あるエリート工場主たち、貴族的工場主たちが未だブルジョアジーをリードしえた。労働問題は、この時期には、抽象的に、国全体の一般的必要の見地から論議されていた。この時期には、したがって、ロシアの自由主義と啓蒙的専制にとって大きなチャンスがあった。専制が自身の偏見を克服し、問題を先どりしつつ、より柔軟に行動すれば、事態のその後の進行は異なっていたであろう（エピローグ、とくに372頁、384—385頁）。

しかし、ゼールニクによれば、そのチャンスは失なわれた。1870年代に入って2・3年もすると、事情は本質的にかわった。工場労働者と急進的インテリゲンツィアが結びつきはじめた。専制は労働者の動きを政治的なものとしても扱わなくてはならなくなった。1860年代にはプロレタリアの危険は、専制にとって理論的なものであったが、1870年代には現実的なものとなった。また、ブルジョアジーについてみても、1870年以前には、決して自分たちだけの利益を主張しなかった。ところが1870年代に入ると、彼らはむしろ以前にもまして、大蔵省をとおし、種々の委員会をとおして、専制から意見を徴されるようになるのだが、彼らは労働法制その他を促進するよりはこれを阻止する働きをなすようになった。1860年代には専制にとってプログラムを構想することたやすかったが、これを実行すべき衝動に欠けていた。1870

年代には、専制にとって衝動は強まるが、社会状況は専制の行動にとって困難さをましたのであった（エピローグ、とくに372頁，383—385頁）。

ゼールニクによれば、19世紀半ばを過ぎてからの西ヨーロッパの経験をもってすれば、工業労働者のプロレタリア化それ自身は、適切な政策をもって対すれば、専制にとっても危険の大きいものではなかった。大切なのは、政府が問題を先どりすることであった。しかし、専制は、ロシアには西欧のようなプロレタリアートは存在しない、という点に自分にとっての安全性をみていた。これは、専制の行動を頑なにし、結局のところ、自らの悲劇をみちびいた。これが、ゼールニクの考えるところのようである。

Ⅱ 帝政ロシア労働政策（1860年代前後）

次に、ゼールニクの精力的な研究の中に明らかにされてきた、1860年代前後の帝政ロシア労働政策の興味深い諸史実を紹介する。

1

1835年出稼労働法は、モスクワ総督ゴリツィンのイニシヤチヴのもとに制定のはこびとなるが、これによってゴリツィンは、「合理的に組織された工業制度の要請と、都市労働力に以前からもちこされた非プロレタリア的性格との間に矛盾の存在することを証言することになった」（34頁）。また、都市プロレタリアートがロシアにも出現するかも知れない、ということへの恐怖は、ロシア支配階級の間に1830年代に生れており（23頁）、それは、ニコライⅠと大蔵大臣カンクリンとの間のやりとりであらわれている。

カンクリンは工場工業の発展を支持する立場から、ロシアに農業から分離したプロレタリアの存在しないことをもってツァーリを慰めつつも、1835年法の制定直後に、同年、モスクワの諸工場から彼の下僚が蒐集したデータをもって、工場労働者の状態の一般的改善をめざす方策についての覚書を作成し、労働者を雇主から保護する必要についてのべた（34—35頁）。また同じくカンクリンは、1837年に工場における児童労働に力点をのいた第2の覚書を

作成した(35頁)。

カンクリンの第2の覚書は、おそらく1844年のヴォズネSENSカヤ紡績工場における労働者騒動の影響もあって、他方における刑法典の改正(1845年)とならんで、1845年児童労働法を結果した。12才未満の児童の午前0時から6時までの深夜労働を禁止したこの法は、「法律集成 Свод законов」に登録されなかった。また、モスクワで実施のための努力が若干なされたのち、空文となった(36—37頁)。

1835年法はまずモスクワでその必要が論ぜられ、ペテルブルグにも適用されることとなったが、やがて労働政策の中心はペテルブルグにうつった。ツァーリの意を体して第3部長官ベンケンドルフはカンクリンに、ペテルブルグの労働者・職人の状態を調査し、彼らの状態の改善の可能な方法を求めよ、と示唆した。そして、第3部のブクスゲフデェンを議長とし、大蔵省の代表をも含めた委員会ができた(63—64頁)。ブクスゲフデェン委員会の調査結果にもとづき、1841年にベンケンドルフが覚書をまとめ、これは大臣委員会にかけられたが、1842年1月には直ちに結論的方策は出ず〔拙著40—41頁〕大臣委員会はブクスゲフデェン委員会の活動継続をもとめている(64頁)。しかし、内務省に属するあたらしい委員会に、前委員会に対するのと同じような任務が委任され、1847年にペテルブルグにおける私有39工場のくわしい調査が行なわれた(65頁)。この委員会の調査結果から流れ出すはずの方策も、何一つ実施されなかった(66頁)。

2

ロシアにおいて、労働問題に関する公開の文筆活動は、クリミヤ戦争後にはじまった。

ドイツでは、1830年代および1840年代に、とりわけ1848年に先行する10年間に、貧困やプロレタリアートに関する文献があられた。自由主義者の中には、プロレタリアートをスタトス・クオへの反対勢力として喜んでうけ入れる傾向もあった(70頁)。1848年以後、ドイツを含めて西ヨーロッパの状態は、労働者の都市化、彼らの土地からの完全分離が、社会的政治的危機を起す

に充分であると思わせるものとなり、論者は、窮民化とプロレタリア化とを同一視していた。しかし、さらに1860年代はじめになると、西ヨーロッパとくにイギリスは、労働組合と労働立法とによって、窮民化しないプロレタリアートの実例を示すようになった(101頁)。

ロシアにおいては、論議は長く政府内部にとどめられていた。1848年以後、プロレタリア化の危険はよりつよく自覚され、(革命家においては西ヨーロッパ的革命への失望があり)問題関心は深まったが、労働問題は未だ現実のものとは感ぜられずにいた。西ヨーロッパの目も、たとえばハクストハウゼンのように、ロシアはミール共同体のおかげで窮民化＝プロレタリア化せずにいる、とみていた(71—72頁)。

しかし、農民改革がさしせまったものとなってくると、それが都市労働者にどういう変化をもたらすか、西ヨーロッパのようなプロレタリア化がおこるか、あるいはもっとロシア的な別の途があるか、が重大関心事となった(80頁)。この問題は、ミール共同体にロシア社会主義の立脚点をみていた革命家にとっても、せっぱつまった問題であった(108頁)。おりから、クリミア戦争後には出版物検閲の多少の緩和があったし、戦争によるブームと戦争後経済危機などから経済問題への関心も深まっていた。ここに、ロシアにおける労働問題の公開論議がわきおこった(75頁)。

種々の出版物に寄稿した有力な論客は次のごとくであった。モスクワ大学からペテルブルグ大学の経済学教授にうつったヴェルナツキー И. В. Вернадский, 国立銀行副頭取ラマンスキー Е. И. Ламанский, 政府職員ベゾブラゾフ В. П. Безобразов, ペテルブルグ大学経済学・統計学助教授ゴルロフ И. Я. Горлов, 外務省職員からのち大蔵次官となるチェルネル Ф. Г. Тернер, のちの大蔵大臣レイテルン М. Х. Рейтерн, キエフ大学経済学教授でのちの大蔵大臣ブンゲ Н. Х. Бунге。彼らは、ペテルブルグのエコノミストたちのゆるいサークルを形成した(83—84頁)。彼らロシアの自由主義エコノミストたちは、ロシア工業ブルジョアジーの保護貿易主義が主張されているときに自由貿易主義をとるなえ、他方ではマンチェスター主義とはことになって労働者保護を支持していた(87頁)。彼らの中でもっとも多く労働問題について発言

したのはフォードル・チェルネルであった。彼らの反対陣営には、ニコライ・シェルグーノフがいた。

ヴェルナツキーは、工場労働者が農業に従事すること多いほど、労働者としての熟練度低いし、土地を耕作するのが貧乏な工場労働者なら、彼はプラウのうしろに立つときも下手であろう、として分業の利からプロレタリア化を支持した(94頁)。チェルネルは、窮民化はペテルブルグにもはじまっているが、病気は初期ほど合理的方法かつ比較的穏和な手段で治せるのであり、ロシアにおいては、西ヨーロッパでは遅きに失した矯正手段をごく早期に適用しうる、とした(93頁—95頁)。チェルネルは、労働者の組合はロシアでこそ発展しうるであろう、とし、具体的には各個人が道具をもって共同で働くアルテリが私企業の補足物となりうるとみていた(105—107頁)。この時期の多くの論者の中には、イギリス型の工場監督官制を支持し紹介するもの、イギリス型の労働組合を支持し紹介するもの、さらにストライキはアナキーであるよりはむしろ共同行動であり、かつ労働は団結によってのみ資本と現実に平等になる、としてストライキを支持するものもあらわれた(96—98頁)。自由主義者たちが西ヨーロッパに積極的な見本をみはじめていたのに対して、シェルグーノフらはこれに消極的な見本をみた。彼らは自由主義者の提案する労働者保護策に同情を示しはしたが、そもそも大工業中心主義に反対であり、ミール共同体を支持しつづけていた(108—118頁)。

3

農村の農奴を解放するのなら、都市のギルドも解体されなくてはならないのではないかと、との問題が1850年代の末から提起されはじめていた。行政的には、大蔵省の監督する工場と都市の裁判権のもとにある職人工業の仕事場とをどう区別しうるか、の問題が発生していた。マニユ評議会モスクワ支部は、ギルド(Цехи)制度の全廃を要求していた。いわく、クリミヤ戦争に敗北したのは、小企業が工場に発展するのをさまたげたからである。自己の仕事場を工場に発展させたいと望んでいる職人主人(親方)を制約している工業法規を改訂し、工場生産をギルド規制から自由にするのが一番よい、と(119—122頁)。

この問題は、労働者保護の問題と微妙にからんでいた。ペテルブルグ総督(1854—1861)のイグナチエフ П. Н. Игнатьев は、ペテルブルグの手工業仕事場で若い徒弟が虐待されたことにからんで1857年に委員会に調査を命じた。この委員会は3年にわたって1525の仕事場を調査し、若い徒弟の髪をつかんで打ち、蹴り、曳きずるのは日常の現象であり、親方の野蛮・残酷はしばしば極端なところまでゆく、とのべた。この調査の結果、62人の仕事場主人が様々な程度で処罰されたが、この委員会の1860年の報告書は、イグナチエフの手から内務大臣へ1861年の農民改革布告の1週間後に提出され、直ちに何らかの政策には結実しなかった(123—124頁)。とはいえ、イグナチエフはこの報告書によって仕事場監督行政に批判をもった。またイグナチエフは1858年の終りころ、内務省から労働者に強制的に手帳を所得させることについてのモスクワ監督ザクレフスキーの案[拙著53—54頁]を示され、これに肯定的に反応するとともに、労働者保護をつよめる方向での若干の修正を主張した(126頁)。

自由主義的世論の昂揚もあって、ツァーリの命令で、機械を使用する工場での労働安全と児童労働の改善の目的でペテルブルグ市および郡部の工場を調査する委員会が1859年をはじめにつくられた。その長はイグナチエフの配下のオデンツォフ А. А. Одинцов 将軍であった。イグナチエフは39項目の質問(その中には、機械化の程度、安全装置、児童労働の利用、成人と児童の労働日と賃銀、賞罰制、住居・食事・医療扶助、児童雇傭の方式などがあった)からなるアンケートを職人仕事場を除く製造業者に配布し、回収してオデンツォフ委員会に渡した。この調査によってペテルブルグの工場労働者の状態が明らかにされ、またペテルブルグに関する工場法案が作成されたが[拙著54—55頁]、これのみ実行にむかって枢密院にかけられることにはならず、問題は次のべるシュタツケリベルク委員会にあずけられた(126—128頁)。

1859年に、工業法規および手工業法規を改訂してあらゆる工業に適用可能な法規案を作成することを課題として、大蔵省と内務省の寄り合いの委員会が設立された。代表シュタツケリベルク А. Ф. Штакельберг は内務省の若い

役人であり、他にメンバーとして、大蔵省マニユ局のペーゼ Г. К. Безе, マニユ評議会のヴァッシリエフ П. А. Васильев, 内務省経済局長のグラツィンスキー С. И. Грацинский, 同副局長のフトロフ Н. И. Второв, 大臣特別補佐官のヴェセロフスキー М. П. Веселовский, ペテルブルグ手工業参事会書記ストルビン П. П. Столбин らがいた。この委員会の活動には、クリミヤ戦争後の自由主義が反映した(119頁, 125頁)。この委員会は1862年と1864年に新旧2種の工業法規案を発表した(119頁)。

シュタツケリベルグ委員会の構想は、第1にギルドに反対し、第2に労資関係への公的規制の強化を要請するものであった。まず前者からみると、この委員会は当時中欧に進行しつつあった営業の自由の法的確立を背景にしてギルド的独占に反対した。仕事場の内部は、親方・職人・徒弟ではなく、主人と労働者とにわけられる。これは都市プロレタリアの出現を支持することだが、委員会は窮民化とプロレタリア化を一緒にして次のように論じた。すなわち、これまでは都市と農村の古い制度がプロレタリア化を防いできたが、これからはかえってプロレタリア化の危険をつよめるものとなる。産業の自由がプロレタリア化を防ぐ方法である。労働の自由のみが貧乏人に彼にとってもっとも利のあるところで仕事をみつける権利を保障し、よってプロレタリアを勤勉な市民にかえる、と。職人身分は町人身分に合一されるよう構想された(129—134頁)。

シュタツケリベルグ委員会においても、営業の自由は労働者保護と不可分であった。その中心は依然として労働者手帳制度であったが、クリミヤ戦争以前における扱いと異なってきているのは、規制の法文と規制の実施との間の甚しいギャップがすでに明らかになっていたので、監督・調停機関の必要性が自覚されていたことと、契約関係を整序するとの問題と並んで具体的労働基準の問題に力点がおかれはじめたことである(135頁)。この委員会の構想は、まず次のごとくであった。労働者手帳が契約の基本型となり、紛争調整の唯一の法的基礎となる。この手帳に労資関係の基本法の要約が画一的に印刷される。法の実施のために大蔵大臣の任命するイギリス型の工場監督官

がおかれ、製造業者を告発する権能が与えられる。紛争の調整は、工場監督官をとoshi、製造業者と労働者と同数よりなる工業裁判所で解決される。これは民事訴訟の前段となる(135—136頁)。材料や食料の共同購入、販売、利益配分などを行なう労働者のアルテリあるいは組合 товарищество はゆるされる。1845年刑法の反ストライキ規定は効力を維持するが、正義のためのバランスを考慮し、雇主の共同行動 combinations に対する罰則も規定する(144頁, 150頁)。この委員会は、旅券制度については正面からはとりあつかわなかった(139—140頁)。

労働者手帳制を中心とするとはいっても、口頭契約もみとめられていた。しかし、労働者は手帳を要求しうるし、また労働者は雇主がそれを発行するときは受けとる義務があった(135頁)。手帳が労働者抑圧的にならぬよう、これを保管するのは労働者であるべしとし、労働者に不利なことを個人的憎悪や誤解から書きこんではならぬ、契約が切れたときには旅券や証票 билет を直ちに労働者に返却すること(貸銀から旅券代を控除してもよいが)、としていた(141頁)。トヴェーリ県知事バラノフ П. А. Баранов はこの委員会の構想に賛成していたが、文書契約のみが工業裁判所における判決の基礎となり、口頭契約が一切保護されないのは当を得ないと反対した。委員会は第2案では口頭契約を訴訟から排除する部分を除去し、文書契約できない労働者に訴訟の道をふさぐのは正しくなかった、と訂正した(143頁)。

委員会は、児童労働の規制に反対する声に対しては、この法制は工場のリズムをこわすというが、もともと労働者は農作業の合い間に働きにくるのであって、ステディナリズムなどはじめからないではないか、と弁じ、工場監督官制度への不安に対しては、農事調停人を引きあいに出して不安をしづめようとした(142頁)。労使同数の工業裁判所案は、これはフランスの Conseils des prud'hommes の例もあり、またかつてのシチェルバートフ案[拙著49頁]の系譜をひくものであったが、マニユ評議会モスクワ支部からの強い反対にあった(136頁)。労働者のアルテリや組合をみとめることにも、マニユ評議会モスクワ支部は反対し、産業的団体には工業施設の所有者も慣れていない

のに、まして職人や労働者はこれを適切に運用せず、社会により与えられた権利を濫用して賃上げその他のストライキをおこすであろう、とした。委員会は、イギリスで威力、暴力をともしなぬ平和的なストライキを承認するにいたったことに共感をもっていた節もあり、労働者の団体についての意見をかえなかった（147—148頁、150頁）。

トヴェーリ県知事バラノフによってつたえられたトヴェーリの有力製造業者のシュタケリベルク委員会の構想への意見は、マニユ評議会の管理するものなら工場監督官を置いてよい、12才未満の工場労働禁止はきびしすぎるから10才未満の禁止にかえられないか、などであった。トヴェリからの外にも、モスクワの19人、トウラの小グループ、オリョールおよびロストフ・ナ・ドンの個人、フルドフラが草案に対する意見を提出していた（152—153頁）。

シュタケリベルク委員会の構想に強く反対したのは、マニユ評議会モスクワ支部で、その意見は、労働者の団体は危険である、提案されている深夜業制限と児童労働制限はゆきすぎである、雇主を投獄する結果をもたらしような事件は通常の法廷であつかわるべきであり、工業裁判所は余計である、工場監督はマニユ評議会が編成替えしてつくられる工業評議会 Промышленный совет とそのモスクワ支部に属すべきである（155頁）というものであった。

シュタケリベルク委員会は1864年2月に、工業法規草案、これへのコメントの全部、および関連する資料をあたらしい大蔵大臣レイテルンに渡した。レイテルンは、これに、ギルド廃止に留保の態度を示しているバルト地方の資料を付して委員会に差しもどした。委員会は最後の会議をひらいてバルト地方の問題を検討し、そののち全セットがレイテルンにもどされた。諸資料のすべては全3巻となって印刷された。しかし、具体的な政策にむかっての前進はここでストップした（157頁）。

こうした政策論議と並んで実際に行なわれた労働政策は内務省的なものであった。1861年の解放令公布にあたって、ペテルブルグの地元警察は労働者の憤慨が騒動になることを恐れ、全工場主に、解放令にツアーリの署名が行なわれる2月18日未明まで労働者に残業させ、彼らが翌日は疲れて休息せざ

るを得ないようにせよ、と指示している。製造業者たちは、そのような干渉に反撥し、深夜業を命じたりしたらかえって労働者の不満をかう、とした(169—170頁)。

1861年にペテルブルグの大紡績工場で、機械の安全装置の不備から17才の少女の事故死がおこった。安全問題は1859年の規則案作成にも達していたのであり、総督イグナチエフは直ちに全ペテルブルグの製造業者たちに告示を出し、かつ地方には出版物に回状を付し、蒸気機関で運転される機械の周囲に柵をたてるその他、の予防手段を直ちにとれ、異議申し立ての期限は10日間である、のち承諾事項は厳しく実施されるであろう、と警告した。しかし、おそらく、1859年の規則案が決定承認されるにいたらなかったと同じ事情が、イグナチエフの実際行動の効果を減殺していたであろう(172—173頁)。

1858年ペテルブルグに(1860年にモスクワにも)臨時労資間事件審査委員会が設立されて、おそらく1866年まで存続した。最初の3年間の実績は約16,000人の労働者(その一部は個人、一部はアルテリ単位)の2,738件の陳情をうけたことである。訴えと審理は口答でなされたようである。労資の関係とは、ここでは雇主あるいは請負人と労働者あるいは職人の関係であった。この委員会の構成員には政府官庁からと商人、町人、職人からとの代表が入っていた。工場工業に代表をもった大蔵省からは代表が入っていなかったこと、また、商人、町人、職人という種別が身分制度と照応するものであることから、全体として内務省的性格の強かったものと考えられる。またこの委員会の管轄は、文書契約によるよりは口頭契約による紛争事件であった(161—162頁)、[拙著48頁, 57頁]。

4

この時期、自由主義者の労働問題に関する実践として、日曜学校運動(1859—1862)がある。この運動は1859年キエフにはじまり1862年7月ペテルブルグのそれが政府に鎮圧されたときにおわった。運動に参加したのは、教師の側では貴族出身の、およびラズノチーネツ出身の学生、若い士官、小役人らであり、生徒の側では労働者であった。貴族はこの運動に冷淡であり、主たる

支持者は有力な工業家、若干の金持商人であった。そして反対したのが小商人、店主、小製造業主で、彼らは傭人がそこで学習することによって不従順になったり、より熟練度の高い仕事を求めて去ってしまうのではないかとおそれた(174—178頁)。

専制は最初この運動に積極的な評価を与えた。内務大臣 ラン ス コ イ C. Ланскойは1860年3月22日付回状でこれに好意的評価を下し、9月、文部大臣はペテルブルグの帝立諸学校の施設を利用させてよいと指示した。しかし、専制はカリキュラムとして読み書き、算術および宗教に限る中世的内容を考えており、運動そのものの側はカリキュラムに歴史や地理その他も含む general edncation を志向していた。1860年5月4日、内務省は地方教育当局に、日曜学校が読み書き、算術、宗教から主題がはなれないよう監督せよ、と指示した。いくつかの地方の日曜学校は歴史などを教えたとの報告をうけるや、さらに詳細な回状が出された。日曜学校は文部省にゆりされた教材以外使用できないこととなり、1861年1月には牧師が監督者として任命されることになった。あたらしい内務大臣(1861—1868)ヴァルーエフ П. А. Валуев は前任者よりもこれに警戒的であったとみられる(179—185頁)。

日曜学校運動をどうみるかをめぐって、専制内部に2つの潮流の対立があった。一方は第3部と内務省であり、他方は文部省である。1860年12月18日付で第3部長官ドルゴルーコフ Долгоруков 公は覚書を作成し、こうした運動を中産階級の手にて委託せよと、彼らが無料で教育することで大衆の一部から信頼を獲得することになり、危険であるから、1日も早く管理権を貴族の手に収め、適当なときに国家制度に組み入れよ、とした。1861年1月1日から6日の間の大臣委員会で、文部大臣コヴァレフスキー Е. П. Ковалевский はこの覚書に回答し、これまでの監督で充分である、とした。ツァーリはコンスタンチン大公の助言で両者の意見の間をとり、教室に牧師を配属することとした(185—187頁)。

キエフでこの運動の発端をつくったパヴロフ П. В. Павлов が1862年5月に逮捕された。つづいて6月、工場主の通告により日曜学校で非合法のビラを

うけとっていた2名の労働者が逮捕された。ヴァルーエフは文部大臣ゴロヴニン Головнин にもみとめさせた上で2名の労働者の参加していた2校を閉鎖させ、ジダーノフ С.Р. Жданов を長とする委員会に調査を命じた。委員会は調査ののち、8月、日曜学校は閉鎖した方がよい、と進言した。1862年9月11日付でヴァルーエフは報告書をまとめ、パヴロフにキエフで協力した4—5人の学生がハリコフの陰謀団に加盟していた、日曜学校の計画についてパヴロフはゲルツェンと相談している、パヴロフは1859年に晩さん会でゲルツェンのために乾杯した、などのべた。キエフ学校区の監督ピロゴフ Н.И. Пирогов は、いろいろの人物が教師になっていたかも知れぬが、自分たちの監督下では危険な政治的宣伝など行なわれていなかった、と主張したが、押し切られてしまった。ジダーノフの調査によっても、ペテルブルグの28校のうち、革命的宣伝の行なわれたのは2校にすぎなかったのだが、この運動はヴァルーエフらによって鎮圧された(187—194頁)。

5

窮民化はペテルブルグにおいて現実の問題であった。内部大臣ランスコイは住宅問題に目をつけ労働者住宅改善協会の設立を援助した。この協会は年利4%で基金を募り、これでアパートを建てて労働者に賃貸しようとした。とはいえ事業がうまく行ったという報告はない(241—242頁)。1868年にペテルブルグ市会は公衆健康保護協会に補助を出したが、1860年代中には活動を開始したという情報はない(268頁)。公衆衛生および労働者の道徳的墮落の予防は、警察の仕事であった。

1857年に社会健康委員会 Комитет общественного здоровья の設立が計画され、1860年に認可されて、総督イグナチエフが座長となった。1864年には総督スヴォロフ Суворов 公が警察医からなる特別委員会を設立し、労働者の生活条件の基準をつくること、そのための調査をなすことを委任した。委員会は総督職の廃止とともに1866年に廃止されたが、その業務はトレポフ Ф. Ф. Трепов のひきいるあたらしい警察衛生委員会にひきつがれた(252頁)。1870年11月、1人の医師をつれた警察がペテルブルグの商人エゴロフ Ф. Егоров

の所有する製革場を臨検し、その労働者アルテリが皮革の削り屑を食物にしているのをエゴロフが黙認していたことを発見し、結局、彼を 50 руб. の罰金に処したが、その法的基礎はあいまいであった(276頁)。

労働者の道徳的墮落を防止する問題についてみると、1866年6月、アレキサンダーⅡは警察に労働者の徳性を維持する方策をとれ、と指示した。翌年、警察は、祭日に庶民のつどう街並で酒を販売することを禁じ、8月30日には、庶民のレクリエーションのためのゲーム、コンテスト、歌手の公演、軍楽隊などを用意した。さらに、牧師にとくに説教を依頼し、教会の近くに居酒屋を開かせないようにつとめた(255—256頁)。この酩酊反対運動はそう成功していないとトレポフもみとめている(266頁)。

警察行政をどのように強化するかが課題となった。ベテルブルグ県知事レヴァシヨフ Н. В. Левашев 伯は、ベテルブルグ郡部には郡警察以上の特別の監督が必要である、とのべ、新しい第3部長官シュヴァロフ П. А. Шувалов 伯も、官営工場の工場警察が廃止されることを関連させて、郊外警察を立案した。新設(1867年)の郊外警察は、かつての工場警察以上に工場門外でも活動した(263頁)。1868年に大臣委員会は、郊外警察と都市警察を合併すべしとの案をツァーリに提出し、ツァーリはこれを試みのものとして1868年9月10日に裁可した。トレポフの掌中に権力があつまった。知事のレヴァシヨフは、郊外警察を都市警察とともに自分のもとで統一させたいと望んだ。内務大臣チマシヨフ(1868—1878) А. Э. Тимашев は郊外警察をトレポフのもとに留めようとしたが、枢密院はこれを拒み、1871年1月1日より3年間、郊外警察は県行政機関の一部となった。すると今度は1871年7月17日付で特別市長官 градоначальник 職がつくれ、ここに首都の警察と一般行政の両権力があつめられた。郊外警察は知事のもとにとどめられたが、特別市長官のもとにある警察の活動領域もまた郊外まで拡大された(264—266頁)。

6

窮民化の進展は医師たちに社会医学的関心を喚びおこした。ギューブネル Ю. Губнер は1866年のコレラの発生状態を分析し、イギリス出自の熟練労働

働者から出たコレラがノーベリの工場において仲間にひろがり、それら労働者たちの住居をつうじてひろがったことを推定した。また、貧乏な独りぐらしの雑役労働者や日雇労働者が病気に弱かったことを明らかにした(245頁)。

アルハンゲリスキー Г. И. Архангельский はのべる。西ヨーロッパの都市でも子供や労働青年が若死しているが、統計データによるとロシアとくにペテルブルグは悪い。ペテルブルグでは出生率よりも死亡率が大であり、市の存続は移入農民により支えられている。出稼人の高い死亡率が気候のせいであるという説は、出稼人の大部分がペテルブルグと類似の気候の土地から来ていることをみれば誤りである。16時間も暑い職場で仕事をし、帰ってくる先が寒い、ゴミ箱や便所の近くの一部屋であれば、酒・タバコにひたるのは当然である。市の地主たちに汚物の片付けを義務づけ、水道を敷設し、不潔な水販売業を禁止し、不衛生な食物販売を禁止せよ、と(270—274頁)。

エリスマン Ф. Эрисман は、アルハンゲリスキーの論は極端だ、としながらも、自ら1870年(あるいは1871年)に全市の地下室住宅の1/6(居住者5,000人)に当たるものを調査し、そのうち40%は調査時に出水しており、ほとんど換気装置なく、照明不充分、寒く湿っていて汚水流れこみ、汚物がたまっていた、と報告している(242—243頁)。

7

1866年4月、帝立ロシア技術協会 Императорское Русское Техническое Общество が設立された。その書記は林業専門学校教授のアンドレエフ Е. Н. Андреев で、他に有力会員としてネフスキー造船所の所有者ボレティカ Василий Полетика やノーベリがいた。この協会の1867年の全員総会において、いかにしてロシアに機械工業を発展させるか、の問題の系として、労働問題が論議された(285—289頁)。また、この協会は政府の認可を1867年に得て、労働者及びその子弟のための日曜・夜間技術学校を開設した。カリキュラムは実用的職業訓練 vocational training を中心としており、1870年には2校(他に計画中的のもの少くも2校)をもっていた(296頁)。

1867年総会における機械工業についての公開会議は、ペテルブルグ工業専

門学校教授、のちの大蔵大臣（1887—1892）のヴィシュネグラドスキー И. А. Вышнеградский の座長のもとにひらかれた。関税改革問題については、ヴェルナツキーのような自由貿易主義者も、重要国内工業の育成関税を支持するものもいたが、他に、関税以外の方法でも保護政策がありうる、例えば国庫注文がそうだと論ずるものがあった。論者たちは、機械制大工業は文明の進歩にそうものだ、とし、とくにノーベリは、冶金工業や機械製造業は労働者たちの知的能力を高めるし、精神作業や機械の応用への能力をたかめる、とのべた。しかし他方でノーベリは、ロシアには熟練ある教育ある労働力が不足なので、労働のコストが高い、また、ロシアの労働者は西ヨーロッパのそれと同じくらしい賃銀を得ているのに、古い生活慣習（たくさん祭日休暇など）をのこしてこまる、とのべた（290—292頁）。

1867年総会には、労働者居住区の公衆衛生に関する短い会議もあった。そこでは、雇主による虐待から労働者とくに児童を保護する目的で組織される技術警察 Техническая полиция、つまり工場監督官、が議論になった。そして、そこでは、処罰の方法と予防的方法のいずれがより効果あるかについて議論されたが、しかし、参加者たちは工場所有者たちの感情に配慮して、監督官たちは製造業主たちの自身の中から選出さるべきだとの立場をとっていたので、シュタツケリベルク委員会での議論にくらべておとっていた（294—295頁）。

1870年ペテルブルグにおいて第1回全ロシア工業博覧会がひらかれた。そして博覧会開会の4日後の5月18日、ペテルブルグ市議会議場で第1回全ロシア工業家（および祖国工業に関心もつもの）大会がひらかれた。^{〔註〕}大会は準備者たちの目論見からはずれて、製造業主たちの出席わるく、また出席したものも学歴なく公衆の前で発言する経験もないため聴衆にとどまり、工業家の名のもとに語った多くは貴族出身であった。とはいえ、帝立技術協会内の議論は、より広い場でなされようとしていた（300—305頁）。

〔註〕 全ロシア的な商工業者たちの大会は、中村義知氏によれば先に1865年に一度あ

り、通算して第2回目となる。中村義知「ロシアにおける大企業の『圧力代表』組織と『圧力政治』(1861—1917)」, 広島大『政経論叢』第12巻第2号参照。

大会は種々のテーマで会議をひらいたが、その中の1つ、「わが国の労働階級の知的道徳的発達を鼓舞する方法は如何」と題する会議は、夕方早くから深夜2時に及んだ。帝立工業学校長デラヴォス Виктор Делавосс が座長となり、冒頭に次のようにのべた。労働者を機械のセットと同視する見解は、ロシアにおいてもやがて克服されるであろう。進歩に決定的なものは産業革命である。機械は純肉体的労働にとってかわってゆき、熟練した教育ある労働者が需要されるようになる。労働者の精神的発達が重要となるので、近代工業は労働者の地位の向上と結びついている。それは製造業主にとっても課題であるから、労働者の知的進歩を促進する「实际的で合理的な方法」は必ず発見されるであろう、と(311—312頁)。つづいて、市当局、ゼムストヴォ、工業家が資金を出しあって労働者教育を行なうとの帝立技術協会の案が出された(313頁)。

まず、教育の財政をめぐる論議があった。大会の書記局をつとめた化学の教授リヴォフ Ф. Н. Львов は、労働者から各目的料金をとって心理的インセンシヴとしよう、とのべ、自由主義経済学者ヴレデェン Е. Р. Вреден は、労働者をひどい状態においている製造業主の義務として、労働者教育を実施せよ、ただし恩情ではなく相互利益の考え方から費用は労資折半とせよ、とのべた。しかし他の論者に、小製造業主は学校たてる資力もカリキュラムを組む能力もないから、この場合も最初は国家に荷ってもらいたい、というものもあった。結局、いかに財政すべきかのこまかなことはさておいて、労働者の知的道徳教育のために日曜・休日・夜間の学校を工場または工業中心地につくる、初等学校は工業家が、基礎技術学校をゼムストヴォと都市がつくる、とまとめられた(314—315頁)。

より大きな争点は教育内容であった。職業訓練と何を結びつけるか、読み書き算術があるいは一般教育か、が問題であった。リヴォフは宗教的陶冶を考えたが、カイゴロドフ Кайгородов は一般教育として歴史や地理を考え、

シュライエルШрейер はさらに先に進んで、十全な市民とするために資本、貯蓄、分業なども教えよう、とのべた。この案は票決に付され、39票対29票で多数を占めた(315—318頁)。

論議は次第に準備者たちの予定した枠をこえはじめた。教育問題は児童労働問題を介して労働問題一般とつながった。シュライエルが児童労働問題を提起した。カイゴロドフは、日中の消耗する労働のあとに教育するのでは効果少いから、14才未満の工場労働禁止が労働者の知的、道德的発達のためによいし、さらに教育の前提として労働者の食・住生活を改善する必要がある、とした。ヴレデェンは12才未満の工場労働禁止、12才—17才の労働日制限、さらに労働者保険の必要をのべた。ミヤソエドフ П. А. Мясоедов は、前年ドイツでシュルツェ・ディリッチと会見してきており、シュルツェ方式の労働者団体を支持した。これらに対しスカリコフスキー Скальковский は、西ヨーロッパの労働法制一般は否定しないが、ロシアでは労働力不足であり、児童は工場で簡単な作業に従事して、田舎でより良いものを食べている、とのべた。地方から出て来た中流の工業家スロミヤトニコフ М. П. Суромятников は遂に発言し、次のようにのべた。労働者にも自分ののぞむ雇傭を求める権利があるし、さらに児童労働の禁止は労働者家族から多くのものを奪う、児童労働はそれほど消耗的なものではない、ロシアには休日が多すぎ年労働日は265日しかないので労働日の長さの制限には反対である、技術学校は不必要、工場学校はよいが、通学は労働者の10%以下づつ順次にすべし、と(318—325頁)。

こうした論議はまとめるにむづかしかった。座長のデラヴォスは、労働者保護に関する諸提案は採択しない、といい、問題は特別検討委員会に付託されることになった。リヴォフは、外国の経験にもとづいて討論するだけでなくロシアの工場の現実を調査することが大切だと発言した。親労働者派からは、調査委員会の構成を雇主と労働者の双方を含むものとし、委員会の聴問は公開として新聞記者にもきかせよ、と発言あったが、リヴォフは委員会を政府各省の代表とこの大会を準備した2団体(帝立技術協会と取引所委員会?)

のような組織からの代表で構成せよと主張した。こうしたあいまいな収束の他に、座長の意に反して2つの決議、1つは労働者の組織（貯蓄貸付金庫、消費組合、友愛組合、生産組合など）を支持する決議と、いま1つは、近年諸国にみられるような児童と成年の労働を制限する法制を作るようにとの決議があった。とはいえ両者とも具体性を欠いており、おそらく政府につたえられたであろうが、直接にはさしたる結果をのこさなかった(326—329頁)。

貴族出身で海軍省の官吏となり、のち政府の依頼をうけて重工業の経営に手をつけ、成功した工場主となったプチロフ Н. И. Путилов は、全ロシア工業家大会の終了の少しまえ、6月13日に、自分の工場に250人の客を招待して大宴会をはった。客たちはあちこち案内されたのち、工場の中にしつらえられた祝宴の席についた。プチロフがロシア民族の工業の祝賀会を誇ったこの宴会での最大の出しものは、250人の客の両側の席についた2,500人のプチロフ工場労働者たち（プチロフの諸工場には全部で60人の技師と12,000人の労働者がいた）であった。プチロフは、スピーチの中で、「生産的労働の概念は、たれをもみな1つの共通の家族へと結びつける」、労働者たちは「品位をもって振舞う」とのべた。ツアーリのために、ツアーリの家族のために、プチロフのためにと乾杯のなされるたびに、労働者たちの歓声がとどろいた(336—338頁)。

プチロフの大宴会の社会的意義は次のごとくである。全ロシア工業家大会において、ロシアの労働者の能力の低さが問題とされ、それを克服するための労働立法などが議論されていたときに、この宴会でプチロフは有能で従順な労働者の集合をみせ、家父長制的権威こそがロシアにおける社会的平和を継続させるもっとも安全な道であることを信ずるものたちの議論に、有力な証言を与えたのであった(339—340頁)。

8

1870年5月25日、ネフスカヤ紡績工場で、労働者の反抗により、その工場の重要部門が停止した。この事件は、ロシアの労働政策にとって大きな事件であった。その理由は1つには、この工場がペテルブルグの工場であり、ペテ

ルブルグにおいては、この種の事件ははじめてであったことであり、いま1つには、この工場は機械化の進んだところであり、労働者の熟練および高等教育程度もあって生産性高く、また労働者の多くが近隣の農民の出身であるとはいえ、多数は10年以上継続して働いていて都市生活にもなれているものであったことである。反抗の中心は62—63人の基幹紡績工であった（341—342頁）。

ネフスカヤ工場の紡績工は出来高給で月に 40 pyб. 以上も稼いでいた。ただし、諸控除もあり、かつ助手を月給 5—14pyб.（1870年春には 8—12pyб.）で紡績工自身が雇う形式になっていたので、実質手取りは 20 pyб. ほどであった。助手たちの給料を熟練工自身が支払うか、会社が熟練工の給料から天引きした上で助手たちに直接支払うかは、いまだ両者の間の試行錯誤の状態であり、どちらかというと前者が普通であった。工場は、紡績工とその助手たちの間で摩擦がおきるので、守衛に対し、紡績工が助手の少年たちに勘定をすましたのちでなくては、門外に出してはならない、と指示したことさえあった（343—345頁）。

1870年、イースターの休日ののちの支払日 5月16日に、紡績工たちは、助手たちに支払うと自分たちの手取りが助手たちのそれとあまり相違なくなることを知り、彼らに債務のすべてを支払うことを拒み、3 pyб. づつを支払延期することにした。助手の少年たちは職長マーチに訴えにゆき、職長は紡績工に全部支払えと指示した。これを若干の紡績工が拒むと、賃銀支払係はのこりの紡績工の賃金から助手たちへの支払い分を控除した。紡績工たちはたがいに相談し、控除された 3 pyб. を支払うか、あるいは自分たちへの賃金を引上げてくれるようにと、首席職長のイギリス人 John Beck のところへ訴えた。これに参加したのが62—63人であり、ときは5月22日午後であった。ベックは話し合いを拒み、守衛にいつけて労働者たちを門外に追い出した。労働者たちは警察に陳情することにきめ、代表3人、スレギレン Семен Слезкин、ボタポフ Борис Потапов、アクロフ Василий Акулов を派遣した。警察は事情をしらべようとうごいたが、労働者たちは5月24日の土曜日

には朝から多数が休業し、25日の朝には助手たちが工場に入るのを阻止した。24日には55—56人が休業しても工場は操業したが、25日には全工場がストップした(341—349頁)。

工場側は反撃を開始し、工場長は紡績工たちの旅券を工場から持ち去った。スレズキンらはこのうわさを聞くや事務所にかけこみ、工場長につめより、念書を要求した。工場長は5人の代表を出すよう要求し、先の3人に加えて、ペトロフ Фёдор Петров, イワノフ Василий Иванович の名が出された。労働者たちは職場復帰の条件として、先に控除された賃銀の補償を要求し、工場側は無条件に戻れという。労働者たちは拒否し、いま一度警察へ請願することとし、今度は直接トレポフのところへ向うこととした。800人の労働者の名のもとにスレズキンが請願文を起草した。コズロフ大佐 А.А.Козлов がトレポフの命をうけ翌朝すぐに工場に赴いた。コズロフは労働者たちに代表者を出すようにと指示し、先の5人があらわれると、ストライキは処罰されるから、すぐに仕事にもどり、不満は民事法廷に訴えよ、とすすめた。5人が不満そうに佇立するままなので、コズロフは工場の広場の群衆にむかって直接によびかけた。しかし彼らは、要求のおるまで仕事にもどらない、との意志を示した(349—352頁)。

あたらしい司法制度が1866年から施行されていた。トレポフはツァーリに報告を送り、すみやかに処罰することによって首都の労働住民に有益な印象を与えるよう、この事件を通常のスケジュールからはずした、とのべているが、ともあれこの事件はトレポフによって裁判に付された。事件が公的に裁判にもちこまれたわずか3日後、1870年6月13日にペテルブルグ巡回裁判所第3刑事部門で公判がなされた。この公判は陪審なしで3人の裁判官、62人の被告、3人の法務省指名の弁護人で展開された。主たる容疑は1866年刑法1358条違反であった。これは、雇主に賃上げを強要するために、契約期間内に、作業を停止する目的をもって、協定を相互に結ぶことは罪となり、首謀者に3週間—3カ月の投獄、その他に7日—3週間の投獄という罰を加える、というストライキ禁止の条項であった(352—356頁)。

有罪をきめるための要点は、1) 共謀関係に入ったか、2) その目的が賃上げであったか、3) 契約期限以前に作業停止しようとする意図あったか、4) いつまで働くという明瞭な契約があったか、の諸点であった。弁護側の主張は1) 罷業は計画されずに起った、2) 目的は賃上げではなく賃銀控除分のとり戻しであった、3) 契約に反して作業をやめようとする意図なかった、4) いつまで働くという明瞭な期限をきめた契約はなかった、というものであった。また弁護側は、この事件は民事法廷であつかわるべきだ、とのべた。審理をつうじて、1) 共謀関係はあった、2) その目的のうちの1つは賃上げであった、3) しかし契約違反の作業停止の意図はなく、4) 期限についての確実な契約はなかった、ということになった。要件のうち2つが欠けた。だが法廷は、ストライキに関する条項が法典の第7部社会の安寧秩序に関する部分に記載されていることは、ストライキが私有財産に関する問題ではなく、社会秩序に対する重大な脅威の問題とされていることをいみする、と判定した。被告は有罪となった。とはいえ、誰も首謀者とはみとめられなかった。量刑についてみると、4人の主たる犯人が7日間、他は3日間の投獄であった。かくて、形式的には有罪だが、当時の労働者にとって実質的には無罪同様の軽い処罰がきめられたのである〔拙著116頁は不正確〕。あてがはずれたトレポフは、内務大臣の許可を得て、主犯4人、スレズキン、ペトロフ、ポタポフ、アクロフを刑期終り次第に生国へ行政流刑し、そこで特別監視のもとにおいてペテルブルグには入れないようにさせた（356—363頁）。

9

1870年ネフスカヤ紡績工場のストライキの顛末は、専制にショックを与えた。1870年7月6日付で内務大臣は各県知事に回状を発し、次のように指示した。すなわち、労働住民と、とりわけ大衆に有害な影響を与えるかも知れないわるい傾向をもった人物とを、これまで以上の厳しい監視のもとにおくこと、県内のどの工場においてであれ、労働者のストライキが発生した場合には、警察をつうじて主な扇動者を確認し、これを事件が司法的審問に入る

以前に、内務大臣に事前に許可を申請したりせずに、アルハンゲリスク、アストラハン、ヴォログダ、ヴヤトカ、コストロマ、ノヴゴロド、オロネツ、サマラのいずれかに流刑すること、である。かくて、司法制度が変っても行政流刑はなくなるどころか拡大した(363—364頁)。

一方、おりから農業労働者の雇傭と解雇に関連する訴訟を検討する委員会が計画されていた。これは、おそらく農業における雇傭関係を規制する1863年規則〔拙著79—80頁〕の改正を予定するものであったであろう。内務大臣は1870年のストライキののち、この委員会において検討さるべき項目を工場労働者を含むすべての雇傭労働者とすることにきめた。1870年12月に、イグナチエフを長とする委員会が活動を開始した〔拙著117頁の記載は訂正を要する〕。すすんだ工業における雇傭関係とおくれた農業における雇傭関係とを同時に規制する、という甚だしく困難な課題をもったことが、この委員会の作業に影響したとみられる。労働者手帳制をどうするか、内国旅券は廃止すべきか否か、などもう議論された(373—374頁)。1874年には、「内務省で作成された労働者および奉公人の雇傭に関する規則案を検討するための委員会」として、ヴァールエフを長とする委員会が構成されることになった。大蔵省は、この委員会に製造業主を参加させることについて1874年12月から1875年1月にかけて折衝した模様である。ヴァールエフ委員会における議論をもおそらく媒介として、1870年代の末には、専制内部において、工業労働と農業労働を別個に規制した方がよい、との意見が強まった(374頁、426頁)。1880年代の工場法成立期には、農業労働と工業労働は切りはなされ、農業における雇傭関係を規制するものは独立した1886年令となった〔拙著87—88頁〕。

Ⅲ ゼールニクの労働政策評価について

さきにゼールニクがこの研究から出した主要結論に関連しても触れたが、帝政ロシアにおける Labor and Society と題するこの研究において、彼の目はとりわけ Society にむけられ、さらにそのなかでも、Societyから輩出し

てLaborに同化しようとする革命家たちではなく、専制そのもの、就中その自由主義へ傾斜した部分たとえば大蔵省へ、あるいは日々発生する労働問題に現実に対処している部分たとえば内務省へ、あるいはチエルネルのようなロシア的自由主義者へ、さらにノーベリのような貴族的工場主へ向けられている。その関心は、ある同情、共感を含んでいるごとくである。そして、彼らの行動によって現実になされた歴史的選択と、さらに可能であって選択されなかったものとがくらべられている。歴史的現実が様々な可能性の複合としてあり、その中に必然性が貫ぬくとしても、弾力的な可能性の幅としてそれがあるとするならば、ゼールニクの視角は意義をもつものであらう。

ゼールニクがロシアにおいて現実を選択された方向と比較しつつ、潜んでいたその歴史的可能性を追求している方向は、約言するならば、専制のブルジョア君主制への、なめらかでスピーディな移行、ということであらう。労働政策もその一環として考えられている。当時のロシアの世界史的な位置、とりわけ西ヨーロッパにはプロレタリアートをめぐる問題がすでにあり、ロシアにも大工業が必要となっている、ということからして、自由な賃労働という社会関係を保護する政策構想には、すでに先進的労働者保護策を採用しようとの思想が結合されなくてはならなかった。この歴史的特殊性は、たえず西ヨーロッパと比較しながら論を進めるゼールニクによって明瞭に意識されている。この問題は、社会政策学においてかつて社会政策の「経済的必然性」と「社会的必然性」との二重的把握として、すなわち、大工業の必然的補足としての社会政策と、労働問題を中心とする社会不安除去策としての社会政策との二重性としての問題とされていたこととも関連する。

ゼールニクは、自ら共感をもちつつ追求したロシアのかつての歴史的可能性を、どのような歴史的事実をもってわれわれに示しているのか、それを以下に検討してみよう。

1835年出稼労働法は、ともかくもそこに労働者と雇主との契約関係が法的にみとめられている点において重視されている。身分から契約へ、というこ

とであろう。この法律がとりわけモスクワおよびその郊外における工業の勃興と関係している点が注目されている。そしてまた、この法律は、合理的に組織された工業制度の要求するものと、都市労働力の非プロレタリア的性格との間に矛盾の存することを証言する結果となっている、と評価されている(32—34頁)。この法律はゼールニクのみるように、専制が自由な賃労働を承認する方向での一歩であったとしても、また、工場主と地主との間での農奴労働力使用をめぐる権利の争いの一時的解決であり、雇傭関係と身分関係とを妥協させる一手段でもあった[拙者34—35頁]。「合理的な工業制度」を体现するブルジョアジーと、その工業力に期待しつつも自ら地主を社会的支柱とする専制との間の矛盾、緊張の表現としてこの法律を考えなくてはならない。この法律の制定が自由主義的ブルジョアジーと開明的専制官吏の耳にさやいている事柄は、もちろん抽象的可能性ではなく、諸社会層の利害の形をとって現実化することになるのである。

1845年の児童労働制限法も、ゼールニクにおいて、とにかくもこれが制定され認可された、という形式的事実においてとりわけ注目されている。12才以下のものの、しかも深夜(午前0時—6時)業に限っての使用禁止という、厳格に実施されたところがゆるい制限であること、また法集成の中に何故か編入されなかったことも指摘されているが、とくに評価されている側面は、少くもたてまえとして認められた、という事実である(37頁)。とはいえ、労働基準一般は農奴制のもとにもありうる。賃労働における労働基準は、それがいかに賃労働者の労働力保全に現実的に効果を発するか、資本蓄積にどのような促圧を、それをとおしての方向づけを発揮しうるか、を問題にしないでは論議できない。たてまえだけは貫けたということは、あるいは、実際には存在しないに等しい、ということであるかも知れず、もしそうなら、望ましき方向への可能性を示すものとしての意義は小さい。

1847年の委員会の報告書に関連してのゼールニクの強調点は次のごとくである。この委員会は、警察による厳しい統制、ロシア労働者の農民的性格、雇主の家父長的性格、そうしたものがあったとしてもやはり労資関係は契約

関係として規制される必要があるとみとめ、1835年法が想定したような関係が現実化するようのものであったのである、と。1847年委員会の調査によると、ペテルブルグにおいては、1835年法にもかかわらず、口頭契約が多かった(65—66頁)。ゼールニクは契約関係を無条件に近代的なものとする傾向をもつごとくであるが、必ずしもそうではないであろう。長期の雇傭契約は身分制度の変形であったり、身分制度を生み出すものであったりする。文盲の出稼農民＝労働者を相手とする文書契約、その契約による労働者緊縛は、離職の自由の権利を事実上留保したあいまいな口頭契約より近代的であるとはいえないのである。

ゼールニクはペテルブルグの自由主義的エコノミストたち、たとえばフォードロフ・チエルネルに共感を示し、彼らの進歩性にかつてロシアに存在した可能性をみるのである。彼らの中の幾人かは、現にそののち専制の有力部局の指導的メンバーになり、専制の政治に影響を及ぼしたのである(83—84頁)。ゼールニクはソヴェトの研究者バラバノフ Барабанов やセリチューク Сельчук を批判しつつ、彼らは自由主義的エコノミストたちをブルジョアジーのイデオログのごとくいうが、ブルジョアジーは当時保護貿易主義なのにエコノミストたちは自由貿易主義であり、かつ労働保護主義だったのだ、と(87頁)。もしそうした特徴を重視するとすれば、自由主義的エコノミストたちは、ユンカー的方向をとりつつある地主を背景にしつつ、ブルジョアジーの負担で賃労働者をなだめようとする専制そのものの先見の明あるイデオログであった、との評価に近づくであろう。だが、ユンカーは、自由な賃労働を無条件に支柱することはないであろう。

ゼールニクはシュタッケルベルク委員会の見識とその結論を高く評価する。これはぜひとも実現さるべきものであったし、現に実現の可能性は大きかったとみられる、と推定している。1835年法についてと同じく、この委員会の活動についても、ゼールニクは、その市民的到達目標と野蛮な現実との間の乖離の大きさ、その悲劇性をのべつつも(150頁)、たとえばトヴェーリ県知事がとりまとめ報告したトヴェーリの製造業主の意見も、労働者保護

の水準を若干引き下げるよう要請するものであっても、改革の構想そのものへの全面的反撥ではなかったし(152頁)、マニユ評議会モスクワ支部は強く反対したが、これはツガン・バラノフスキーの見るようなブルジョアジーの意見の代表ではなく、実際には小ロビーにすぎなかったのであり(153頁)、1863年に大蔵省マニユ局の官吏シェーレル A. Шерел の論文などみると、シュタッケリベルク委員会の草案の法律化が強く予想されてもいた(156頁)、として、推定される実現可能性の大きさをのべるのである。

だが、たとえ自由主義的雰囲気をつよい一時期であったとはいえ、専制を相手にして、意見を徴されたブルジョア的市民たちが、どれだけ卒直にその思うところの県知事にのべたであろうか。これは甚だ大きな疑問とされなくてはならない。さらに、そうした条件をぬきにしても、シュタッケリベルク委員会ののべる12才未満の就業禁止案に対して、トヴェーリの製造業者はこれを10才未満にかえようとのべたのである。労働力の発育過程をみたとき、2年の差くらいは小さいなどといえるものであろうか。ゼールニクは、シュタッケリベルク委員会の提案が法律とならなかったのは、「多分」大蔵省の意志に反してであろう、とみている(159頁)。だが、多少とも自由に発言できる条件にあったマニユ評議会モスクワ支部の意見をそのように小ロビーの意見とみてよいであろうか。専制が直接に生産力を管理することについて否定的なデータがそろい、鉄道建設さえ国庫から切りはなして国策会社をつくろうとしていたときに、大工業の発展を目指す大蔵省がマニユ評議会の意見を軽々しくとりあつかうことが可能であったろうか。そうは考えられない。むしろ、レイテルンの行動(157頁)から推測して、大蔵省こそがシュタッケリベルク委員会の草案の実現を妨害したのではないかとさえ考えられなくはない。

シュタッケリベルク委員会が、結局は実現しないままに終った諸案を論議していたあいだに、たとえばペテルブルグ総督イグナチエフは生起する問題を日々解決してゆかなくてはならなかった。その解決ははなはだ専制的であり、労働者と資本家をそれぞれ経済的利益をもとにする集団とみることも少なかった。ゼールニクはそのことをもって、シュタッケリベルク委員会の強力

な支持者がかくあることに疑問を呈するとともに、だからこそシュタッケリベルク委員会の案に沿った規準が設定さるべきだったのだ、とのべるのである（173頁）。だが、シュタッケリベルク委員会の言論と総督イグナチエフの行動との間にどの程度の矛盾が存するであろうか。そもそもシュタッケリベルク委員会の構想の一部はシチェルバートフの構想の系譜をひくものであり、基本的には内務省的なものともみられるのである。

Society の活動が直接に大衆と結合する可能性をもった時期、あるいは運動に対するゼールニクの評価も、注目すべき一貫性をもっている。1861年の改革前後を「革命的状態」とするソヴェトの研究者、たとえばルートマン Рутман らを批判して、ゼールニクは、状態はそうしたものではなかった、専制は当面の事態をおそれることなく、大局的に事態を先取りできればよかったのだとみるのである。だが、先取りして大きな譲歩を覚悟することは、おそれの自覚の理性的解決であることが多いし、また過度のおそれは過度の保守主義にとってむしろ法則的でもあるであろう。日曜学校運動についてみるならば、労働者に対する中世的な読み書き算術か、あるいは一般教育かは、その運動を指導する自由主義にとって、労働者をも同盟軍として専制と斗うか否か、の問題である。専制のおそれはむしろ当然であり、問題は、専制の抑圧に抗して（やがて専制と妥協するにしても）、当面は労働者を味方としつつ、専制との一戦を覚悟の協力をつづける意欲を、ロシア自由主義がもてたかどうか、である。もちろんここでも可能性はあった。とはいえその推進力は、専制の文部省ではありえなかったであろう。

帝立技術協会の1867年総会における議論についてのべた部分で、ゼールニクは、発言者が工場法制の必要性について触れた場合にも、現政府への批判はなく、多くの政府部内の案が検討中で、いずれ実施されるものと考えられていた、と評している（295頁）。これは、ゼールニクにとって、専制の柔軟なかつ積極的な活動は、Society 合意をえたであろう、という可能性を示すものなのである。だが、専制下において、一般に、あからさまな政府批判がなかったから政府への基本的信頼があったのである、との評価を下すことは

適切であろうか。そうではあるまい。賛成は口にしても、反対は腹に収めておくであろう。加えて、この1867年総会についてみた場合、シュタツケリベルク委員会が工場監督官を構想し、これは農事調停人の如きものだと説明したとすれば、この総会ではみな、(工場主に遠慮したのだとゼールニクはみるが)、監督官は製造業主から選出さるべきである、として、その職におけるブルジョアジーの直接的代表制が主張されていたのである(295頁)。

1870年の全ロシア工業家大会においては、1835年法がすでに自ら暗示していた問題、工業の要求と労働者の能力とのくいちがいを、多くの参加者が自覚するにいたっていることにゼールニクは注目する。そして、労働者の職業訓練の問題から派生して論議された労働政策案についても、批判的発言が少なかったことを重視するのである。これは、シュタツケリベルグ委員会案が回覧されたときと同じく、ロシアにおけるある可能性がひらけていたことを示すものとみとめられることになる(325頁)。また、大会の諸結論を代表のロイヒテンベルク Лейхтенберг が政府につたえと、文部大臣は、その実現に努力すると返答したし、外務大臣もまた、提案の多くに共鳴しており、その実現に協力することを自分の義務と考えると返答したことをもって、さらに『取引所通報Биржевые ведомости』紙の記事には、政府も賛成しており、「これら決定の多くのものが単なる願望にとどまることなく、実際に適用されるであろうことは疑いを入れない」とあったことをもって、ゼールニクはこの可能性の強さを推定するのである(329—330頁)。

しかし、ゼールニク自身による1870年大会の詳細な叙述は、事態の様々な側面をわれわれにつたえている。そこには、主催者たる取引所委員会や帝立技術協会の期待にはそぐわない急進的な自由主義の発言が多かったし、また、工業家・製造業者自身の参加は期待されるほどではなかったのである。問題点の前者についていえば、これはおそらく日曜学校運動のときあらわれた問題と同質であろう。後者についていえば、これはシュタツケリベルグ委員会の草案をめぐるあらわれた問題と同質であろう。製造業者たちが積極的に参加していないのは、だから反対はさしたることなく、合意の可能性大きな

ったとの結論の根拠とされるよりは、消極的に反対の意志を表明していたことを示すものと見做される方がより合理的であろう。たしかに、1870年には、10年以前とことなり、労働者保護問題を工場主自身が議論しはじめている。とはいえ、その工場主とは、国庫による発注をバックにした貴族的開明的なペテルブルグの工場主なのであり、より土着的な資本を代表するものと目される1人は、現にその大会において提案されている労働者保護策に反対したのであった。

1870年のネフスカヤ紡績工場のストライキについてゼールニクはどのように評価するのか。ここでは、まず、ストライキの事実経過が詳細に追跡され、ソヴェトの研究者のバラバノフらがこのストライキを過大に評価したが、実際には紡績工とその助手との間の矛盾が紡績工と工場側との矛盾に形をかえたものにすぎず、いわばおそれるにたりなかったものだとの評定がひき出される。これは1861年における専制の行動を、過度の恐怖から出るものと評した先の視角と同質である。だが、先に指摘したように、おそれるのが専制の本性にねざす傾向性なのであろうし、さらに、このストライキにおいて紡績工が、助手たちとの間に直接には発生した問題を、事実上は、工場側の対応する行為に導かれながら、紡績工と工場側との間の問題とするにいたったことは、方向の確定せぬ労働者騒動から本質の問題をめぐる明瞭なストライキへの転化があったことを示すものであろう。伝統的評価はむしろ適切なのではないか。

裁判とその結果の専制への影響について、ゼールニクは、裁判改革はシュタッケリベルク委員会の草案を現実のものとするを事実上要求していたのだが、専制はむしろ再び行政流刑の濫用の方向に走った、と批判している。一方ではイグナチエフ委員会が活動を開始するわけであるから、専制の別方向での努力の可能性をみるのは不可能ではないとしても、秩序と安寧の維持に責任をとる姿勢を専制がとりつづけ、その責任の一部をブルジョアジーに委任する姿勢を専制が未だとらない限り、現実におこったことがらは、やはり最もありうべき方向であったのである。

さて、以上に検討してきたゼールニクの歴史的事実に対する評価と、これへの筆者の批判的吟味をまとめると、どのようなことになるであろうか。まず、ゼールニクにおいては開明的専制と自由主義との間の矛盾が十分に注目されていない、といえよう。急進的自由主義は、発生しつつあるプロレタリアートを味方にしても専制と対決しようとする傾向を示すのであり、開明的専制は、いくら開明的でも専制の本質を護持しようとするであろう。専制のブルジョア君主制への転化は、急進的自由主義の相應する促圧なしにはありえないであろう。次に、ゼールニクは先の問題点と関連して、事実の詳細な点検の中では実際に指示しているにもかかわらず、専制の支柱としての内務省と大工業を育成する必要からブルジョアジーと近い大蔵省との間の矛盾に注目することが不足していると思われる。内務省の提起する労働者保護は、必ずしもつねに大蔵省のみとめるところとはならないのである。専制のブルジョア君主制への推転を期待するゼールニクは、両部局の呼応に期待しすぎ、両部局が相互に牽制する面を軽くみている。

ゼールニクの論議は、一般に後発資本主義国の採用する政策の問題に関連する。そこにおいては、先進国に既に生起しつつある問題をみつめながら、開明的な有能な官僚が活躍する。彼らは、労働政策に関していえば、まず大工業の導入について考え、ついでその必然的補足物としての工場法などの社会政策の実施を考える。帝政ロシアにおいてもそうである。とはいえ、有能な官僚がそのように考えることと、それが実施されるまでには長い時の経過が必要であることは、1つの組合せとして、後発資本主義国にとって特徴的なのである。なぜかといえば、専制にとって労働政策への真の刺激は労働問題をつうじての社会不安への、事前のあるいは事後の手当ての必要である。一方、専制は、大工業の導入について、これの管理にふさわしい能力をもつブルジョアジーにたよらざるを得ない。とすれば、労働政策をブルジョアジーの合意あるいは黙認なしにやれるであろうか。ブルジョアジーはといえば、さしあたり、自らの負担増となる労働政策には反対なのである。労働者保護的性格をもつ労働政策は、ブルジョアジーの経済的支配をゆるがし、かつ専

制下の社会の安寧・秩序の不安をもたらすとき労働者階級の要求なしには、計画にとどまるであろう。この問題は、たとえば服部英太郎氏により、社会政策の社会的必然性の問題（『社会政策総論』、第2編第2章、選集第6巻所収）として分析されていたところである。

開明的専制への抵抗は、ブルジョアジーの側からばかりではなく、地主たちからも起るであろう。専制は有能な官僚を擁するようになるからこそ専制であろうが、その社会的基礎はまた暗愚なる地主・領主であるからこそ専制なのである。開明的な有能な官僚たちによるブルジョアの改革推進のスピードがある限度にまで達するや、暗愚なる地主・領主たちは、たとえば官廷クーデターなどを起して抵抗するのである。これをのりこえる力は、官僚そのものではなく、あたらしい生産的階級に見出されなくてはならないのである。とすれば、ゼールニクの視角からすれば、世界史の段階に規定されたロシア・ブルジョアジーの性格が問題とされなくてはならないであろう。そこにおいては、貴族的な工場主と商人・町人身分の製造業主との対立が、ゼールニクの当面の分析とはことなって、甚だ重大なものとして検討されなくてはならなくなることであろう。

もちろん、ここに列挙した問題点は、ゼールニクの労多き研究の成果をおとしめるものではない。